平成２９年（フ）第６１４号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中６棟303号
債務者　三浦　　大
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１５号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中６棟303号
債務者　三浦　慶子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６５７号
東京都立川市砂川町４丁目24番地の４上水コーポラス102号
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２１号
東京都八王子市別所１丁目41番地１　７－605
債務者　渡部　紀子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５８１号
東京都町田市常盤町3208番地91
債務者　植松江梨子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７８号
横浜市南区別所２丁目27番32－２号　ユナイト上大岡カンタベリーの杜101
債務者　伊藤　　翔（旧氏名伊藤俊介）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９３号
横浜市金沢区富岡西７丁目16番１－414号
債務者　濱野　浩志
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９９号
神奈川県大和市中央６丁目10番15号　ハイツ市川第２－101
債務者　渡部　健太
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９号
栃木県鹿沼市玉田町245番地６
債務者　岡田ノブ子（旧姓生井）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市城南２丁目１番９号　コーポＪトップス202
債務者　布施　智大
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６４９号
東京都稲城市押立1703番地の２ハイネス多摩川４－Ｇ号室
債務者　松本　和博（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６５号
東京都青梅市河辺町８丁目４番地の７ベルピア河辺第１－１　102
債務者　四ツ塚　博
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１７号
福岡市博多区西春町４丁目３番16―102号
破産者　山下　親弘
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６９９号
東京都葛飾区奥戸３丁目４－23　ナーシングホーム奥戸Ⅰ
破産者　小坂部八重子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２号
東京都三鷹市井口４丁目４－44
破産者　木村　二朗
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７４号
東京都三鷹市井口４丁目４－44
破産者　木村やゑ子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部